

輸出促進に向けた食品表示等の グローバル化対応について

令和4年12月
消費者庁食品表示企画課

- 輸出促進に向けた食品表示等のグローバル化対応については、令和4年12月5日に開催された「第17回農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において改訂された、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に、以下の通り盛り込まれた。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（関係部分抜粋）（令和4年12月5日改訂）

(3)省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

①・②（略）

③輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

（中略）

○食料供給のグローバル化に対応し、①我が国の農林水産物及び加工食品の輸出促進と②国内で販売される輸入食品も含めた食料消費の合理的な選択の双方に資するため、現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直す。

第45回食品表示部会以降9回の検討を行った「食品表示の全体像」に係る審議において、コーデックス規格については以下の通り整理。

「食品表示の全体像に関する報告書」（抜粋）（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）

また、我が国の食品表示基準に大きく影響を与えるものが、コーデックス規格である。（中略）

「包装食品の義務的表示」には、表示が施されている食品について示さなければならない義務的表示として、「食品の名称」、「原材料一覧」、「正味量及び固形量」、「名称及び所在地」、「原産国」、「ロット識別」、「日付表示及び保存方法」、「使用上の注意」の8表示事項が規定されている。なお、コーデックス規格があったとしても、各国が国内法にて独自の食品表示基準を作ることは可能である。しかし、「貿易の技術的障害に関する協定」において、WTO加盟国は関連する国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる（第2条4）ことが基本的ルールとされており、食品安全やその表示に関して、WTOはコーデックス規格を国際規格としているため、加盟国間でWTOによる紛争となった場合、コーデックス規格による判断が優先されるとした判例が出ていることから、コーデックス規格と異なる部分がある加盟国独自の食品表示基準は不整合と判断される可能性がある。